

## 令和２年度第１回和光市介護保険運営協議会資料No. ５

### 第７期和光市介護保険事業計画に基づく長寿あんしんランドデザインについて

令和元年５月２０日に開催された令和元年度第１回介護保険運営協議会において、随意による選定方法に変更させていただくことについてご承認をいただいております、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備事業者について、下記の事業者より応募がありましたので、ご報告をさせていただくとともに、同事業所を選定してよろしいか諮問いたします。

事業者名 スターライフケア合同会社（令和２年７月設立）  
事業所名 スターライフケア和光  
所 在 和光市南１丁目１１番７６号第二福寿ビル１０１（裏面参照）  
代 表 者 小林 俊哉  
職 歴 ２０１３年１０月 ヒューマンサポート春日部  
２０１５年 ８月 イリーゼ東岩槻  
２０１７年 ４月 介護リーダー（介護福祉士取得）  
２０１７年１０月 イリーゼ東岩槻（サービス提供責任者）  
２０１８年 ７月 イリーゼ和光（計画作成責任者）  
２０２０年 ８月 イリーゼ和光 退職

#### 【整備の要件】

##### (1) 整備する場所（事業実施場所）

日常生活圏域 南エリア

（白子１丁目、白子２丁目１番から１４番・２３番・２４番の一部（和光パークファミリア以外）・２５番から２８番、諏訪、諏訪原団地、広沢２番、南１丁目、南２丁目）

##### (2) 整備完了期限及び事業開始時期

令和２年度中に整備を完了すること

事業所の指定手続等を経て、令和２年度中に事業を開始すること

##### (3) 市民利用の原則

原則として和光市民の利用を優先させること

##### (4) 訪問看護サービス

訪問看護サービスについて、連携型の場合は、訪問看護サービスの提供に支障のない体制を確保すること

### 【応募者の資格】

- (1) 法人であること（法人種別は問わない）
- (2) 介護保険制度及び関連法令等に関する十分な知識を有し、地域密着型サービスの意義や効果、地域包括ケアシステムの構築等、和光市の介護保険事業運営方針に対する理解があること
- (3) 法人又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと
  - ア 和光市公の施設に係る管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第4号に該当する者
  - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、和光市が行う一般競争入札に参加することができない者
  - ウ 国税及び地方税を滞納している者
  - エ 介護保険法第78条の2第4項（第2号から第4号までを除く）に定める地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項の規定に該当する者
  - オ 債務超過の状況にある者
  - カ 和光市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営に関わっている法人

